

県から市町村への権限移譲推進要綱

第1 趣旨

住民に身近な行政は、市町村優先の原則に基づき、できる限り法令の規定によって、より住民に身近な地方公共団体である市町村の担任する事務とすることが望ましい。

しかし、現実の市町村の規模能力には大きな差があることなどから、指定都市（以下「政令市」という。）制度（地方自治法（以下「法」という。）第252条の19等）、中核市制度（法第252条の22等）などにより法令で一律に権限を定めるもののほか、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、条例による事務処理特例制度（法第252条の17の2から第252条の17の4まで及び第291条の2）が設けられている。

この条例による事務処理特例制度は、地域の実情に応じて、県の判断により、知事の権限に属する事務の一部を市町村に対して配分することを可能とするものであり、本来法令によって規定されるべき県と市町村の役割分担を、例外的に条例によって見直す制度ということができる。

また、法令の中には、政令による市町村の指定や知事との協議等の手続を経て、県から市町村への権限移譲を可能とする制度を設けているものがある。

本県では、これまで平成14年度から平成16年度までの「事務移譲計画」及び平成16年度からの「県から市町村への権限移譲推進要綱」（平成20年3月全部改正）により、これらの制度を活用した権限移譲を進めてきたところである。平成24年度以降においては、新たに県が市町村の規模ごとに目標として設定した移譲モデルを用いることで、市町村間の住民サービスに差異が生じている事態の解消を図り、県から市町村への権限移譲を一層推進することとする。

第2 条例による事務処理特例制度の活用

1 基本的な考え方

- (1) 市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的にその任務とすべきである（市町村優先の原則）。したがって、県が処理する事務について、個々具体的にみて、財政的、人的、技術的に、市町村が処理し得る能力を有する場合には、法律若しくはこれに基づく政令又は県の条例に違反しない限り、当該市町村が処理することとして差し支えなく、また、県においても、このような事務について能力を有する市町村がある場合には、条例による事務処理特例制度によって、該当する市町村に権限移譲（事務の配分）をすることが、一般的には望ましい。
- (2) 権限移譲に伴って、これまで県が一律に実施していた事務が複数の市町村に分散され、県と市町村を通じた事務量の総体が増加することが考えられる。また、規模や地域が類似した市町村間の権限に差異が生じ、住民にとって権限の所在が分かりづらいものとなることが考えられる。したがって、県としては、権限移譲によって、当該事務処理が著しく非効率になることがないよう留意しつつ、市町村の希望に応じて、次のような権限移譲が行われるよう協議・調整を行うものとする。

- ① 住民の居住地に近い市町村において手続ができることにより、住民負担の軽減となるもの及び県への文書送付や事実確認などに要する時間の短縮が図られ、事務処理全体の時間が短縮されるものなど、住民サービスの向上につながる権限移譲
 - ② 既に市町村が有している権限とあわせて執行することにより、市町村の総合的な行政の展開が可能となるもの及び地域の実情に精通している市町村において処理することにより、地域の実態に即した的確な対応が可能となるものなど、市町村行政の充実強化につながる権限移譲
- (3) 県は、(2)による市町村との協議・調整が整ったものについて、条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲を行うものとする。
 - (4) 県は、(3)による権限移譲の結果について市町村の協力を得てその効果や妥当性を検証するとともに、見直し等が必要な場合には適切な措置を講ずるものとする。
 - (5) 県は、(4)による検証結果等を踏まえ、本来市町村で処理することが適当と考えられる事務については、市町村の担任する事務として法令上制度化されるよう働きかけるものとする。

2 協議・調整組織

1による市町村との協議・調整や見直し等を円滑に実施するため、平成19年度以降「県と市町村が連携し、あるべき県と市町村の役割分担の実現を目指す場」として開催している「県・市町村地方分権推進会議」を協議・調整組織として位置づけるものとする。

3 権限移譲可能事務・移譲モデル

県は、市町村に対し、市町村への権限移譲が原則可能である事務を権限移譲可能事務として示すとともに、権限移譲可能事務のうち、市町村に対し移譲することが望ましい事務を市町村の規模ごとに移譲モデルとして示すものとする（別記「権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧」）。また、参考2「移譲モデル設定に当たっての観点別一覧」を示すものとする。

4 移譲の手順

- (1) 県は、毎年度、市町村に対して権限移譲可能事務一覧に係る移譲希望（様式1）、一覧に登載のない事務に係る移譲希望（様式2）を照会するものとする。
- (2) 県は、(1)による市町村からの移譲希望を受けて、当該市町村と協議・調整の上、移譲事務の内容、移譲開始年度等を決定するものとする。
- (3) 県は、(2)による決定をした事務について、「愛知県事務処理特例条例」又は「愛知県教育委員会事務処理特例条例」に定めて権限移譲を行うものとする。

5 市町村権限移譲交付金

県は、市町村における事務処理に必要な経費について、「市町村権限移譲交付金交付要綱」に基づき、交付金を交付するものとする。

6 県の支援措置

- (1) 県は、権限移譲可能事務の内容について事前説明会を開催するなど、市町村が権限移譲の可否を判断する上で必要とする情報を可能な限り提供するように努めるものとする。
- (2) 県は、権限移譲を受ける市町村から県職員の派遣要請があった場合には、当該市町村の実情や県職員の配置状況等を勘案し、可能な限り県職員の派遣を行うよう努めるものとする。
- (3) 県は、移譲する事務について、必要に応じ、説明会、実務研修等の実施や事務処理マニュアルの作成に努めるものとする。
また、権限移譲後においても、必要に応じ、移譲市町村への法令改正等の情報提供や助言などに努めるものとする。
- (4) 上記のほか、県は、市町村の希望に応じて必要な支援措置を検討するものとする。

第3 個別法令による権限移譲制度の活用

- (1) 法令の中には、県が担任すると規定している事務について、政令による市町村の指定や知事との協議等の手続を経て、その一部を市町村へ権限移譲できる制度を設けているものがある。
こうした個別法令による権限移譲制度は、法令自体が市町村への権限移譲を予定しているものであり、住民サービスの向上等を図る観点から、これらの制度についても積極的に活用されることが望ましい。
このため県としては、個別法令による権限移譲についても、条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様、第2-6の支援措置を講ずるものとする。
なお、個別法令による権限移譲制度によって市町村に権限移譲する場合、その経費については、市町村の事務として地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど、国が必要な措置を講ずることになっている。
- (2) 県は、毎年度、「個別法令による権限移譲制度の概要」（参考1）を市町村に示すとともに、個別法令による移譲希望（様式3）を照会し、(1)の支援措置を検討するための参考とするものとする。

第4 広域連合への権限移譲について

県は、広域連合を構成する市町村が当該広域連合への権限移譲を希望する場合で、当該広域連合が既に関連する事務の処理を行っている場合には、本要綱による権限移譲の対象を構成市町村に代えて当該広域連合とすることができる。

第5 その他

本要綱については、毎年度、必要な見直しを行うものとする。

附 則

本要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 23 年 7 月 7 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から適用する。

- 別記 権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧
- 様式1 権限移譲可能事務一覧に係る移譲希望
- 様式2 一覧に登載のない事務に係る移譲希望
- 様式3 個別法令による移譲希望
- 参考1 個別法令による権限移譲制度の概要
- 参考2 移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
1	新たに生じた土地の届出の受理等	地方自治法	各市町村	全市町村
2	煙火消費許可、立入検査等	火薬類取締法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
3	電気用品販売の事業者に対する立入検査等	電気用品安全法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
4	液化石油ガス設備工事の届出の受理等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
5	一般旅券の発給申請の受理、交付等	旅券法、同法施行規則	各市町村	全市町村
6	重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等	文化財保護法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
7	重要文化財の現状変更等の許可等	文化財保護法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市
8	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出及び指示等	文化財保護法	各市（政令市は権限あり）	—
9	重要文化財の現状変更等の許可に係る申請書等の受付等	文化財保護法	各市町村	全市町村
10	文化財保護法に係る書類及び物件の受付・通知書の交付	文化財保護法	各市町村（政令市は権限あり）	—
11	土木工事等のための発掘に関する届出書の受付等	文化財保護法	各市町村（政令市、整理番号8の移譲を受けている市を除く）	全市町村
12	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る申請書等の受付・通知書の交付	文化財保護法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
13	県指定有形文化財の現状変更等の許可等	愛知県文化財保護条例	各市町村	全市
14	愛知県文化財保護条例に係る届出書等の受付等（愛知県事務処理特例条例別表第三の九の項に掲げるものを除く。）	愛知県文化財保護条例、同条例施行規則	整理番号9の移譲を受ける市町村	全市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
15	愛知県文化財保護条例に係る届出書等の受付等	愛知県文化財保護条例、同条例施行規則	各市町村（整理番号11の事務を受けている市町村を除く）	全市町村
16	私立幼稚園の設置認可等	学校教育法、私立学校法	各市町村	政令市
17	国定公園に係る自然公園法に基づく申請書等の受付・許可書等の交付	自然公園法	国定公園の区域を含む市町村	全市町村
18	県立自然公園内における国の機関の行為に係る自然公園法に基づく協議書等の受付・回答書の交付	自然公園法	愛知県立自然公園の区域を含む市町村	全市町村
19	特定化学物質の排出・移動量の届出受付、集計・公表等	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	政令市、中核市	政令市・中核市
20	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行規則	各市町村	全市町村
21	販売禁止鳥獣等の販売の許可等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行規則	各市町村	-
22	愛知県立自然公園条例に係る申請書等の受付・許可証等の交付	愛知県立自然公園条例、同条例施行規則	愛知県立自然公園の区域を含む市町村	全市町村
23	廃棄物の不適正な処理に係る通報の受理等	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市
24	産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の説明会開催届出の受理等	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市
25	悪臭物質の排出に係る施設の構造等の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	各市町村	全市町村
26	騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例、同条例施行規則	各市町村（適用除外の市を除く）	全市町村
27	粉じん発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市
28	汚染の状況等の報告の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市・施行時特例市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
29	土壌汚染等調査の結果の報告の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市・施行時特例市
30	ばい煙発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市
31	炭化水素系物質発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市
32	地下水の揚水量の減少の勧告等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市
33	特定化学物質の取扱量に関する届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市（適用除外の市を除く）	政令市・中核市
34	ばい煙発生施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
35	揮発性有機化合物排出施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
36	特定粉じん発生施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
37	特定施設の設置の届出の受理等	ダイオキシン類対策特別措置法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
38	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
39	一般廃棄物処理施設の設置の許可等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
40	水銀排出施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	-
41	児童福祉法に基づき児童委員に関する費用を交付する事務	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-
42	認可外保育施設に対する立入調査等	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
43	指定障害児通所支援事業者の指定等	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-
44	民生委員法に基づき民生委員及び民生委員協議会会長に関する費用を交付する事務	民生委員法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-
45	社会福祉法人の定款の認可等（町村の区域に係るものに限る）	社会福祉法、同法施行規則	広域連合（市は権限あり）	-
46	老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理する事務等	老人福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
47	母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る申請書等の受付・通知書の交付	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、法の施行のための規則	各市（政令市、中核市は権限あり）	全市
48	介護保険施設の指定等	介護保険法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
49	指定障害福祉サービス事業所の指定等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-
50	愛知県心身障害者扶養共済制度条例に係る申請書等の受付・通知書等の交付	愛知県心身障害者扶養共済制度条例、同条例施行規則	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
51	在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため支給する在宅重度障害者手当に関する事項について定める規則の規定による申請書等の受付・通知書の交付	在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため支給する在宅重度障害者手当に関する事項について定める規則	各市町村	全市町村
52	遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項について定める規則の規定による申請書等の受付・通知書の交付	遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項について定める規則	各市町村	全市町村
53	敬老祝い品の贈呈の要件に該当する者の調査等	愛知県敬老祝い品贈呈規則	各市町村	全市町村
54	有料老人ホームの設置届出の受理、調査等	老人福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
55	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市、中核市
56	一時預かりの事業の届出、立入検査等	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
57	病児保育事業の届出、立入検査等	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	-
58	栄養士法に係る申請書等の受付・免許証の交付	栄養士法、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
59	墓地又は納骨堂の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、法の施行のための規則	各市町村（市は権限あり）	全市町村
60	火葬場の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、法の施行のための規則	各市町村（市は権限あり）	全市町村
61	保健師助産師看護師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	保健師助産師看護師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
62	歯科衛生士法の規定による届出書の受付	歯科衛生士法	政令市、中核市	政令市・中核市
63	病院等の選択に必要な情報の報告の受理等	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市
64	病院及び診療所に係る許可等	医療法、同法施行令	中核市（政令市は権限あり）	政令市・中核市
65	病院に対する不利益処分等	医療法、同法施行令	中核市（政令市は権限あり）	政令市・中核市
66	地域医療支援病院に係る報告書の受付	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市
67	医療法に係る申請書の受付	医療法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
68	クリーニング業法に係る申請書等の受付・免許証の交付	クリーニング業法、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
69	毒物及び劇物取締法に係る申請書等の受付等	毒物及び劇物取締法、同法施行令、法の施行のための規則	中核市（政令市は権限あり）	政令市・中核市
70	(旧)診療放射線技師及び診療エックス線技師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	(旧)診療放射線技師及び診療エックス線技師法、(旧)同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
71	覚醒剤原料に係る届出書等の受付	覚醒剤取締法	政令市、中核市	政令市・中核市
72	麻薬及び向精神薬取締法に係る申請書等の受付・免許証等の交付	麻薬及び向精神薬取締法、法の施行のための規則	政令市、中核市	政令市・中核市
73	業務に従事する歯科技工士の届出書及び歯科技工士法施行令に係る申請書等の受付等	歯科技工士法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
74	調理師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	調理師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
75	医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な事項の届出の受理等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	政令市、中核市	政令市・中核市
76	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る申請書等の受付・許可証等の交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、法の施行のための規則	政令市、中核市	政令市・中核市
77	製菓衛生師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	製菓衛生師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
78	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る申請書等の受付・登録証明書の交付	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
79	特定動物の飼養保管の許可等	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則、特定動物の飼養又は保管の方法の細目、動物の愛護及び管理に関する条例	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
80	周辺の生活環境の保全等に関わる措置	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
81	動物取扱業の登録等	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
82	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る申請書等の受付	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
83	精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	各市町村（政令市は権限あり）	-
84	難病の患者に対する医療等に関する法律に係る申請書等の受付・受給者証等の交付	難病の患者に対する医療等に関する法律、同法施行規則、法の施行のための規則	中核市（政令市は権限あり）	政令市、中核市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
85	死体解剖保存法施行令に係る申請書等の受付等	死体解剖保存法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
86	医師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	医師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
87	歯科医師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	歯科医師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
88	診療放射線技師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	診療放射線技師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
89	臨床検査技師等に関する法律施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	臨床検査技師等に関する法律施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
90	薬剤師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	薬剤師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
91	理学療法士及び作業療法士法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	理学療法士及び作業療法士法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
92	視能訓練士法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	視能訓練士法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
93	救急病院等を定める省令の規定に係る申出書等の受付	救急病院等を定める省令	政令市、中核市	政令市・中核市
94	動物処理場の設置の許可等	動物処理場等に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市
95	プールの設置の届出の受理等	愛知県プール条例、同条例施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
96	ふぐ処理施設の届出の受理等	愛知県ふぐ取扱い規制条例、同条例施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
97	愛知県ふぐ取扱い規制条例に係る申請書等の受付・免許証の交付	愛知県ふぐ取扱い規制条例、同条例施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
98	簡易専用水道設置者に対する改善指示等	水道法	各市町村（市は権限あり）	—

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
99	医療法人の設立の認可等	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市
100	死亡獣畜の解体等の許可	化製場等に関する法律	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
101	精神障害者の入院措置、精神科病院への立ち入り等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	中核市（政令市は権限あり）	政令市・中核市
102	特定商工業者の該当基準の引上げの許可等	商工会議所法、同法施行令	各市（政令市は権限あり。商工会議所が存在する市に限る）	全市
103	商工会の設立認可等	商工会法	各市町村（商工会が存在する市町村に限る）	全市町村
104	家庭用品品質表示事項の表示等の指示等	家庭用品品質表示法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村
105	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引事業者の業務状況に関する報告の徴収等	消費生活用製品安全法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村
106	商店街振興組合等が作成する商店街整備計画等の認定等	中小小売商業振興法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村
107	適正な計量の実施を確保するために必要な措置の勧告等	計量法	各市町村（法10条2項の特定市町村を除く）	全市町村
108	農地等の賃借権の解約許可等	農地法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
109	農地転用の許可等（農林水産大臣への協議が必要になるものを除く）	農地法	各市町村（指定市町村を除く）	全市町村
110	農用地区域内における開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律	各市町村（指定市町村を除く）	全市町村
111	輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録等	輸出水産物の振興に関する法律	各市町村	-
112	土地改良区役員の就退任等の届出の受理・公告	土地改良法	各市町村	全市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	
			移譲対象	移譲モデル
113	国土交通省所管の不動産に関する権利の登記の囑託（市町村長が行う河川工事・河川維持に係るもの）	不動産登記法	各市町村	全市町村
114	国土交通省所管の不動産に関する権利の登記の囑託（市長が行う1級・2級河川の管理に係るもの）	不動産登記法	政令市	政令市
115	国有財産（河川敷地）の立入り及び境界確定に関する事務	国有財産法	政令市	政令市
116	特定都市河川浸水被害対策法に係る申請書等の受付等	特定都市河川浸水被害対策法、同法施行規則、法の施行のための規則	特定都市河川及び特定都市河川流域が指定された流域内の各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市町村
117	雨水浸透阻害行為の許可等	特定都市河川浸水被害対策法、同法施行令	特定都市河川及び特定都市河川流域内の全ての市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	10万人以上の市
118	砂利採取計画の認可等（法に規定する河川管理者に係るものを除く）	砂利採取法	各市町村（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
119	岩石採取計画の認可等	採石法	各市町村（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
120	違反屋外広告物（はり紙）の除却等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例、同条例施行規則	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
121	違反屋外広告物（はり札等、広告旗、立看板等）の簡易除却等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
122	違反広告物の表示・設置の停止・除却等の命令等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
123	土地の形質の変更等の許可等	土地区画整理法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり。その他の市は一部権限あり。）	全市町村
124	個人又は土地区画整理組合が施行する5ha未満の土地区画整理事業の認可等	土地区画整理法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
125	路外駐車場の設置又は変更の届出の受理等	駐車場法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
126	流通業務団地造成事業による造成敷地等に関する権利の設定又は移転の承認等	流通業務市街地の整備に関する法律	政令市	政令市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
127	県が決定する都市計画の案を公衆の縦覧に供すること	都市計画法	各市町村	全市町村
128	都市計画区域内の土地の試掘等の許可	都市計画法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
129	都市計画法等に基づき都市計画施設の区域等において建築物の建築を許可する事務等	都市計画法、同法施行規則	各市町村（市は権限あり）	—
130	都市計画事業の施行の認可等	都市計画法	政令市	政令市
131	都市計画区域内等に所在する土地を有償譲渡する場合の届出の受理等	公有地の拡大の推進に関する法律	各市町村（市は権限あり）	全市町村
132	国土利用計画法第23条1項の届出（事後届出）の受理等	国土利用計画法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
133	特定路外駐車場の届出の受理等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	各市町村（市は権限あり）	全市町村
134	注視区域等における届出に係る土地に関する権利移転等の予定対価額が適正を欠いていない旨の確認申請書の受付	国土利用計画法施行令	国土利用計画法で注視区域又は監視区域に指定された区域を含む市町村（政令市は権限あり）	—
135	建築基準法に係る申請書の受付・通知書の交付（建築審査会が置かれていない市町村に係るもの）	建築基準法	各市町村（特定行政庁、建築審査会を置く限定特定行政庁を除く）	全市町村
136	建築基準法に係る申請書の受付・通知書の交付（特定行政庁、限定特定行政庁以外の市町村に係るもの）	建築基準法、愛知県建築基準条例	各市町村（特定行政庁、限定特定行政庁を除く）	全市町村
137	建築基準法に係る申請書の受付・通知書の交付（特定行政庁以外の市町村に係るもの）	建築基準法、同法施行令、愛知県建築基準条例、同条例施行規則、法の施行のための規則	各市町村（特定行政庁を除く）	全市町村
138	租税特別措置法に係る優良宅地の認定等	租税特別措置法、法の施行のための規則	各市町村	全市
139	租税特別措置法に係る申請書等の受付・認定書等の交付	租税特別措置法、法の施行のための規則	各市町村（整理番号138の移譲を受けている市町村を除く）	全市町村
140	宅地造成工事規制区域の指定等	宅地造成等規制法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	
			移譲対象	移譲モデル
141	宅地造成に関する工事の許可等	宅地造成等規制法、同法施行規則、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
142	宅地造成等規制法に係る申請書等の受付・通知書等の交付	宅地造成等規制法、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市、整理番号141の移譲を受けている市町村を除く）	全市町村
143	開発行為の許可等	都市計画法、同法施行令、同法施行規則、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
144	都市計画法に係る申請書等の受付等	都市計画法、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市、整理番号143の移譲を受けている市町村を除く）	全市町村
145	第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行に係る土地の試掘等の許可	都市再開発法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり。その他の市は一部権限あり。）	全市町村
146	第一種市街地再開発事業の施行の認可等	都市再開発法、同法施行令	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
147	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る申請書等の受付・通知書の交付	建築物の耐震改修の促進に関する法律	各市町村（特定行政庁を除く）	全市町村
148	対象建設工事（建築物を除く）の届出書等の受付	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	各市町村（特定行政庁を除く）	全市町村
149	対象建設工事（建築物）の届出書等の受付	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	各市町村（特定行政庁、限定特定行政庁を除く）	全市町村
150	除却の必要性に係る認定及び容積率の特例許可に係る申請書の受付・通知書の交付等	マンションの建替え等の円滑化に関する法律、法の施行のための規則	区域内に対象となりうる建物がある市町村（特定行政庁を除く）	全市町村
151	特定の民間再開発事業の認定等	租税特別措置法施行令、政令の施行のための規則	政令市	政令市
152	路地状部分の敷地と道路との関係について支障がないと認めること等	愛知県建築基準条例	限定特定行政庁	全市
153	大規模建築物の敷地と道路との関係について支障がないと認めること等	愛知県建築基準条例	特定行政庁	政令市・中核市・施行時特例市
154	特定施設の新築等をしようとする者からの整備計画の届出の受理等	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市

権限移譲可能事務及び移譲モデル一覧

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	
			移譲対象	移譲モデル
155	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に係る届出書等の受付・適合証の交付	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	各市町村（整理番号154の移譲を受けている市を除く）	全市町村
156	造成宅地防災区域の指定等	宅地造成等規制法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市町村
157	津波からの避難に資する建築物の容積率の特例認定申請受理等（特定行政庁、限定特定行政庁以外の市町村に係るもの）	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画区域内かつ津波災害警戒区域内の各市町村（特定行政庁、限定特定行政庁を除く）	—
158	津波からの避難に資する建築物の容積率の特例認定申請受理等（特定行政庁以外の市町村に係るもの）	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画区域内かつ津波災害警戒区域内の各市町村（特定行政庁を除く）	—
159	市町村立専修学校、各種学校に係る設置廃止認可等	学校教育法	各市町村	全市町村
160	児童手当の受給資格・額の認定	児童手当法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
161	高等学校等就学支援金の受給資格の認定等（市町村立専修学校）	高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行規則	市町村立専修学校が設置されている市町村又は整理番号159の事務を受ける市町村	全市町村
162	高等学校等就学支援金の受給資格の認定等（市町村立高等学校）	高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行規則	市町村立高等学校が設置されている市町村	全市町村
163	各種手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づくもので、別に教育委員会規則で定めるもの	職員の給与に関する条例の施行のための人事委員会規則	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村

権限移譲可能事務一覧に係る移譲希望

(市町村等名)

整理番号		移譲事務の呼称	
移譲希望年度	令和 年度から ※ 未定の場合は、移譲条件等を記入してください。		
移譲を希望する理由			
必要な支援措置			
県職員派遣希望の有無	職種： 人数： 期間：令和 年度から令和 年度まで (年間)		
特記事項			
所管課名			
担当者の職氏名	(職)	(氏名)	
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-MAIL		

一覧に登載のない事務に係る移譲希望

(市町村等名)

事務・権限 の 内 容				
法 令 名				
移 譲 項 目 の 内 容	条項	事務の内容	条項	事務の内容
		(条項別に記入してください。)		
移 譲 を 希 望 す る 理 由	(現在の課題や移譲によって期待される効果等、具体的に記入してください。)			
必 要 な 支 援	(事務処理マニュアルの提供、研修会の実施、専門職員の派遣等、期待する支援等を記入してください。)			
そ の 他	(参考となる事項等がありましたら記入してください。)			
所管課名				
担当者の氏名等				
連 絡 先	TEL			
	FAX			
	E-MAIL			

個別法令による移譲希望

(市町村等名)

法 令 名		
移 譲 希 望 年 度	令和 年度から ※ 未定の場合は、移譲条件等を記入してください。	
移 譲 を 希 望 す る 理 由		
必 要 な 支 援 措 置		
県職員派遣希望 の 有 無	職種： 人数： 期間：令和 年度から令和 年度まで (年間)	
特 記 事 項		
所 管 課 名		
担 当 者 の 職 氏 名	(職) (氏名)	
連 絡 先	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	

個別法令による権限移譲制度の概要

1 特定行政庁（建築主事設置市町村）

県の所管課	建築局建築指導課
-------	----------

○制度の概要

建築基準法第4条等に基づき、建築主事を置いて建築基準法に定める建築に係る事務を行う都道府県又は市町村の長を「特定行政庁（所管範囲・権限が限定されているものはいわゆる「限定特定行政庁」）」という。特定行政庁又は限定特定行政庁となった区市町村長は、それまで都道府県知事が特定行政庁として行っていた事務の全部又は一部を行うこととなる。政令で指定する人口25万人以上の市には建築主事の設置が義務付けられている（同法第4条1項）が、その他の市町村は任意設置。

○特定行政庁（建築主事設置市町村）になることによって移譲される権限

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）	備考
建築基準法	4条ほか	自治事務	建築確認、違反建築の指導等	
建築物の耐震改修の促進に関する法律	15条ほか	自治事務	耐震診断の助言等	
浄化槽法	5条	自治事務	浄化槽設置等の届出受理等	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	4条ほか	自治事務	建替計画の認定等	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	10条ほか	自治事務	対象建設工事の届出受理等	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	19条ほか	自治事務	省エネ措置の届出受理等	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	17条ほか	自治事務	計画の認定申請受理等	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5条ほか	自治事務	長期優良住宅建築等計画の認定等	
都市の低炭素化の促進に関する法律	53条ほか	自治事務	低炭素建築物新築等計画の認定等	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	102条、105条	自治事務	除却の必要性に係る認定及び容積率の特例許可	

(参考) 市町村が建築主事を設置する場合の手続等

(令和5年4月1日現在)

区 分		根拠条文	特定行政庁となる手続	県内該当市町村	全国の状況
政令で指定する人口25万人以上の市 (特定行政庁)	必置	4条1項	政令で指定	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市	88市
上記以外の市町村 (特定行政庁)	任意	4条2項	知事と協議し同意を得た上で、建築主事設置の30日前に公示・知事通知		149市
上記以外の市町村 (限定特定行政庁)	任意	97条の2 第1項	上記と同じ	瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市	143市
特別区 (特定行政庁)	任意	97条の3 第1項	政令で指定		23区

※ 建築主事を設置する特定行政庁となった市町村については、受け入れ体制を勘案しつつ、市町村の意向に応じて、都市計画法に基づく開発許可や、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の認可等、まちづくりに関する権限を、事務処理特例条例により移譲をしていくこととしている。

2 保健所政令市

県の所管課 保健医療局健康医務部医療計画課

○制度の概要

保健所は、地域保健法第5条により都道府県、指定都市、中核市及び特別区が設置するが、その他の市も、申出に基づいて政令で指定されることにより保健所を設置することができる。指定された市を「保健所政令市」という。これらの保健所を設置する市又は特別区には、法令に規定する地域保健に関する都道府県の権限の大部分が一括して移譲される。

保健所政令市については、人口などの要件は法令上特に規定されていない。なお、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日厚生省告示）では、「保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することは望ましいことから、人口20万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること」としている。

○保健所政令市の主な権限等

- | | |
|------------|---|
| 対人保健サービス | ・精神保健福祉法による、精神障害者等からの精神相談、指導等
・感染症予防法による、一類感染症患者等に対する入院、移送の措置等 |
| 生活環境保健サービス | ・公衆浴場法による、公衆浴場営業の許可・監視指導等
・食品衛生法による、飲食店営業等の営業の許可・監視指導等 |

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）
人口動態調査令	4条ほか	法定受託事務	人口動態調査票の審査及び小票作成
健康増進法	10条ほか	自治・法定	国民健康・栄養調査の実施及び特定給食施設の指導等
母体保護法施行令	7条ほか	法定受託事務	受胎調節実施指導員の指定申請等の経由
児童福祉法	19条	自治事務	身体障害児等の療育指導等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	47条ほか	自治・法定	精神障害者等からの相談指導等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	12条ほか	自治・法定	感染症発生状況の把握及び患者に対する入院措置・健康診断等
検疫法	22条ほか	法定受託事務	検疫感染症の通報受理等
クリーニング業法	14条ほか	自治事務	クリーニング業の営業の届出受理等
理容師法	17条ほか	自治事務	理容所の開設に関する届出受理等
美容師法	20条ほか	自治事務	美容所の開設に関する届出受理等
公衆浴場法	1条ほか	自治事務	公衆浴場の営業許可等
旅館業法	3条ほか	自治事務	旅館業の営業許可等
興行場法	1条ほか	自治事務	興行場の営業許可等
温泉法	15条ほか	自治事務	温泉の利用許可、温泉利用施設の検査等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	5条ほか	自治事務	特定建築物についての届出の受理等
食品衛生法	2条ほか	自治・法定	飲食店営業等の営業の許可等
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	3条ほか	自治・法定	食鳥処理の事業の許可等
と畜場法	4条ほか	自治・法定	と畜場の設置の許可等
狂犬病予防法	25条ほか	自治・法定	犬の捕獲、抑留等
化製場等に関する法律	1条ほか	自治事務	化製場等の開設の許可等
医療法	7条ほか	自治事務	診療所・助産所開設の許可等
臨床検査技師等に関する法律	20条の3ほか	自治事務	衛生検査所の登録等
保健師助産師看護師法	36条	自治事務	保健師に対する指示
歯科衛生士法	13条の4	自治事務	歯科衛生士に対する指示
歯科技工士法	21条ほか	自治事務	歯科技工所開設の届出受理等
柔道整復師法	18条ほか	自治事務	柔道整復師の施術所の届出受理等

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうり師等に関する法律	8条ほか	自治事務	あん摩マッサージ指圧師等の施術所の届出の受理等
死体解剖保存法	2条ほか	自治事務	死体解剖の許可等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	26条ほか	自治・法定	店舗販売業の許可等
毒物及び劇物取締法	4条ほか	自治事務	毒物劇物販売業の登録等
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	6条ほか	法定受託事務	健康被害を発生させるおそれのある有害物質を含有する家庭用品の回収命令等
介護保険法	100条	自治事務	介護老人保健施設の検査等
浄化槽法	5条ほか	自治・法定	浄化槽の設置届の受理

○全国の保健所設置の状況

保健所を設置している区市は、以下の107区市（令和5年4月1日現在）

(1) 政令市

- 1) 指定都市（20市）
- 2) 中核市（58市）
- 3) 保健所政令市（6市）

小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市、大牟田市

(2) 特別区（23区）

3 福祉事務所設置町村

県の所管課 福祉局福祉部地域福祉課

○制度の概要

福祉事務所は、社会福祉法第14条により都道府県、市及び特別区に設置が義務付けられている（同条1項）が、町村も、都道府県知事との協議を経て福祉事務所を設置することができる（同条3項、8項）。福祉事務所を設置した町村には、法令に規定する福祉事務所の事務が都道府県から一括して移譲される。

○福祉事務所設置町村となることによって移譲される権限

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）
生活保護法	19条ほか	自治・法定	生活保護の決定及び実施等
児童福祉法	22条ほか	自治事務	助産施設及び母子生活支援施設への入所措置等
生活困窮者自立支援法	3条ほか	自治事務	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び生活困窮者住居確保給付金の支給等
児童扶養手当法	4条ほか	法定受託事務	児童扶養手当の認定及び支給

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17条ほか	法定受託	障害児福祉手当、特別障害者手当の認定及び支給等
国民年金法	附則97条	法定受託	福祉手当の支給(経過措置)

○全国の福祉事務所設置町村の状況（令和5年4月1日現在）

全国で45町村

三重県多気町、大阪府島本町、奈良県十津川村、鳥取県岩美町、鳥取県八頭町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県琴浦町、鳥取県南部町、鳥取県伯耆町、鳥取県日吉津村、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県新庄村、岡山県西粟倉村、岡山県美咲町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、広島県府中町、山口県周防大島町、長崎県小値賀町、鹿児島県長島町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県南種子町、鹿児島県十島村

4 児童相談所設置市

県の所管課 福祉局児童家庭課

○制度の概要

児童相談所は児童福祉法12条により都道府県に設置が義務付けられているが、法第59条の4「大都市等の特例」により、設置を希望する市についても申出に基づき、個別に政令で指定されることにより、児童相談所を設置することができる。指定された市を「児童相談所設置市」という。

児童相談所設置市には、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律及び少年法に基づき、指定都市が行っている事務と同様の事務が都道府県から一括して移譲される。

児童相談所設置市については、人口などの要件は法令上特に設定されていないが、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」（平成17年2月25日付け雇児総発第0225002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）では、「中核市程度の人口規模（30万以上）を有する市を念頭に置きつつ、政令で個別に指定する市に児童相談所の設置を認めることとしている。」としている。

○児童相談所設置市となることにより移譲される権限

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）
児童福祉法	12条ほか	自治事務	児童の一時保護・措置権限等
児童虐待の防止等に関する法律	8条ほか	自治事務	児童虐待に係る通告又は送致を受けた場合の児童の安全確認義務、必要に応じた一時保護等
少年法	6条の7ほか	自治事務	児童福祉法の適用がある少年について、強制的措置を必要とするときの家庭裁判所送致等

○全国の児童相談所設置市の状況（令和5年4月1日現在）

全国で3市（神奈川県横須賀市、石川県金沢市、兵庫県明石市）

5 その他の個別法による権限移譲（主なもの）

（令和5年4月1日現在）

法令名	条 ほか	事務区分	事項（主な権限）	該当要件	全国の状況	愛知県	県の所管課
計量法	10条 ほか	自治・法定	特定計量器に係る定期検査、勧告等	政令で定める市町村	政令市、中核市、施行時特例市のほか21市が指定	政令市、中核市、施行時特例市のほか半田市、豊川市が指定	経済産業局 中小企業部 商業流通課
水質汚濁防止法	28条 ほか	自治・法定	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理、立入検査、改善命令、常時監視等	政令で定める市	政令市、中核市、施行時特例市のほか6市が指定	政令市、中核市、施行時特例市のみ	環境局 環境政策部 水大気環境課
大気汚染防止法	31条 ほか	自治・法定	一般粉じん発生施設に係る届出受理、立入検査等	政令で定める市	政令市、中核市、施行時特例市のほか14市が指定	政令市、中核市、施行時特例市のみ	環境局 環境政策部 水大気環境課
			ばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん排出等作業及び水銀排出施設に係る届出受理、立入検査等	政令で定める市	政令市、中核市のほか14市が指定	政令市、中核市のみ	環境局 環境政策部 水大気環境課
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	14条 ほか	自治事務	公害防止統括者等の届出の受理等（ばい煙・特定粉じん・ダイオキシン類発生施設等設置工場）	政令で定める市	政令市、中核市のみ	政令市、中核市のみ	環境局 環境政策部 環境政策課
			公害防止統括者等の届出の受理等（上記以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。））	政令で定める市	政令市、中核市、施行時特例市（汚水処理施設設置工場については、このほか5市が指定）	政令市、中核市、施行時特例市のみ	環境局 環境政策部 環境政策課

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）	該当要件	全国の状況	愛知県	県の所管課
ダイオキシン類対策特別措置法	41条ほか	自治・法定	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理、立入検査、改善命令、常時監視等	政令で定める市	政令市、中核市 ※大阪府等で政令市、中核市以外の市町村への移譲あり	政令市、中核市のみ	環境局 環境政策部 環境活動推進課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8条ほか	自治・法定	一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等	政令で定める市	政令市、中核市のほか1市	政令市、中核市のみ	環境局 資源循環推進課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	8条ほか	自治・法定	PCB廃棄物の保管状況等の届出の受理、立入検査、改善命令等	政令で定める市	政令市、中核市のほか1市	政令市、中核市のみ	環境局 資源循環推進課
住宅宿泊事業法	3条ほか	自治事務	住宅宿泊事業の営業の届出受理等	保健所設置市のうち知事に協議した市	35市	名古屋市、豊橋市及び一宮市	保健医療局 生活衛生部 生活衛生課
農地法	4条第1項	自治事務 (ただし4ha超の案件は第1号法定受託事務)	農地転用許可及び違反転用に対する処分等	政令で定める市町村	49市15町	豊橋市、一宮市、津島市及び豊田市	農業水産局 農政部農業振興課
農業振興地域の整備に関する法律	15条の2第1項	自治事務	開発許可及び違反開発に対する処分等	政令で定める市町村	23市3町	豊田市	農業水産局 農政部農業振興課
災害救助法	2条の2ほか	法定	大規模災害時における避難所運営、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給等	政令で定める市	12市	政令市のみ	防災安全局 防災部災害対策課

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「A 類似事務の一体的処理」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル	
30	ばい煙発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市	
	34	ばい煙発生施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市(政令市、中核市は権限あり)	政令市・中核市・施行時特例市
31	炭化水素系物質発生施設の設置の届出の受理等	県民の生活環境の保全等に関する条例	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市	
	35	揮発性有機化合物排出施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市(政令市、中核市は権限あり)	政令市・中核市・施行時特例市
※1	46	老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理する事務等	老人福祉法	各市町村(政令市、中核市は権限あり)	全市町村
※2	55	幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	各市町村(政令市、中核市は権限あり)	政令市、中核市
59	墓地又は納骨堂の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、法の施行のための規則	各市町村(市は権限あり)	全市町村	
	60	火葬場の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、法の施行のための規則	各市町村(市は権限あり)	全市町村
63	病院等の選択に必要な情報の報告の受理等	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市	
64	病院及び診療所に係る許可等	医療法、同法施行令	中核市(政令市は権限あり)	政令市・中核市	
65	病院に対する不利益処分等	医療法、同法施行令	中核市(政令市は権限あり)	政令市・中核市	
66	地域医療支援病院に係る報告書の受付	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市	
67	医療法に係る申請書の受付	医療法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市	
99	医療法人の設立の認可等	医療法	政令市、中核市	政令市・中核市	
75	医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な事項の届出の受理等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	政令市、中核市	政令市・中核市	
76	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る申請書等の受付・許可証等の交付	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、法の施行のための規則	政令市、中核市	政令市・中核市	

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「A 類似事務の一体的処理」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
79	特定動物の飼養保管の許可等	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則、特定動物の飼養又は保管の方法の細目、動物の愛護及び管理に関する条例	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
80	周辺の生活環境の保全等に関わる措置	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
81	動物取扱業の登録等	動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
109	農地転用の許可等（農林水産大臣への協議が必要になるものを除く）	農地法	各市町村（指定市町村を除く）	全市町村
110	農用地区域内における開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律	各市町村（指定市町村を除く）	全市町村
120	違反屋外広告物（はり紙）の除却等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例、同条例施行規則	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
121	違反屋外広告物（はり札等、広告旗、立看板等）の簡易除却等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
122	違反広告物の表示・設置の停止・除却等の命令等	屋外広告物法、愛知県屋外広告物条例	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	全市町村
125	路外駐車場の設置又は変更の届出の受理等	駐車場法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
133	特定路外駐車場の届出の受理等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	各市町村（市は権限あり）	全市町村
140	宅地造成工事規制区域の指定等	宅地造成等規制法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
143	開発行為の許可等	都市計画法、同法施行令、同法施行規則、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
※3 161	高等学校等就学支援金の受給資格の認定等（市町村立専修学校）	高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行規則	市町村立専修学校が設置されている市町村又は整理番号159の事務を受ける市町村	全市町村

※1 整理番号46「老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理する事務等」については、整理番号48「介護保険施設の指定等」の事務と一体的に処理することが望ましい。

※2 整理番号55「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等」については、類似事務である「幼保連携型認定こども園の認定」に係る権限が政令市及び中核市に法により移譲されていることから、当該事務と一体的に処理することが望ましい。

※3 整理番号161「高等学校等就学支援金の受給資格の認定等（市町村立専修学校）」については、整理番号159「市町村立専修学校、各種学校に係る設置廃止認可等」の事務と一体的に処理することが望ましい。

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「B 市町村間のバラツキ解消」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
2	煙火消費許可、立入検査等	火薬類取締法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
4	液化石油ガス設備工事の届出の受理等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
5	一般旅券の発給申請の受理、交付等	旅券法、同法施行規則	各市町村	全市町村
58	栄養士法に係る申請書等の受付・免許証の交付	栄養士法、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
61	保健師助産師看護師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	保健師助産師看護師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
62	歯科衛生士法の規定による届出書の受付	歯科衛生士法	政令市、中核市	政令市・中核市
68	クリーニング業法に係る申請書等の受付・免許証の交付	クリーニング業法、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
70	(旧)診療放射線技師及び診療エックス線技師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	(旧)診療放射線技師及び診療エックス線技師法、(旧)同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
71	覚醒剤原料に係る届出書等の受付	覚醒剤取締法	政令市、中核市	政令市・中核市
72	麻薬及び向精神薬取締法に係る申請書等の受付・免許証等の交付	麻薬及び向精神薬取締法、法の施行のための規則	政令市、中核市	政令市・中核市
73	業務に従事する歯科技工士の届出書及び歯科技工士法施行令に係る申請書等の受付等	歯科技工士法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
74	調理師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	調理師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
77	製菓衛生師法に係る申請書等の受付・免許証の交付	製菓衛生師法、同法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
78	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る申請書等の受付・登録証明書の交付	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「B 市町村間のバラツキ解消」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
82	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る申請書等の受付	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、同法施行令、同法施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
86	医師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	医師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
87	歯科医師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	歯科医師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
88	診療放射線技師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	診療放射線技師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
89	臨床検査技師等に関する法律施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	臨床検査技師等に関する法律施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
90	薬剤師法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	薬剤師法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
91	理学療法士及び作業療法士法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	理学療法士及び作業療法士法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
92	視能訓練士法施行令に係る申請書等の受付・免許証の交付	視能訓練士法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
97	愛知県ふぐ取扱い規制条例に係る申請書等の受付・免許証の交付	愛知県ふぐ取扱い規制条例、同条例施行規則	政令市、中核市	政令市・中核市
112	土地改良区役員の就退任等の届出の受理・公告	土地改良法	各市町村	全市
124	個人又は土地区画整理組合が施行する5ha未満の土地区画整理事業の認可等	土地区画整理法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市
132	国土利用計画法第23条1項の届出（事後届出）の受理等	国土利用計画法	各市町村（政令市は権限あり）	全市町村
146	第一種市街地再開発事業の施行の認可等	都市再開発法、同法施行令	中核市、施行時特例市（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
150	除却の必要性に係る認定及び容積率の特例許可に係る申請書の受付・通知書の交付等	マンションの建替え等の円滑化に関する法律、法の施行のための規則	区域内に対象となりうる建物がある市町村（特定行政庁を除く）	全市町村

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「B 市町村間のバラツキ解消」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
159	市町村立専修学校、各種学校に係る設置 廃止認可等	学校教育法	各市町村	全市町村
162	高等学校等就学支援金の受給資格の認定 等（市町村立高等学校）	高等学校等就学支援金の支 給に関する法律、同法施行 規則	市町村立高等学校が 設置されている市町 村	全市町村

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「C 対象市町村を拡大」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
3	電気用品販売の事業者に対する立入検査等	電気用品安全法	各市町村（市は権限あり）	全市町村
36	特定粉じん発生施設の届出の受理等	大気汚染防止法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
37	特定施設の設置の届出の受理等	ダイオキシン類対策特別措置法	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
38	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
39	一般廃棄物処理施設の設置の許可等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	施行時特例市（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
42	認可外保育施設に対する立入調査等	児童福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
48	介護保険施設の指定等	介護保険法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
54	有料老人ホームの設置届出の受理、調査等	老人福祉法	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
94	動物処理場の設置の許可等	動物処理場等に関する条例、同条例施行規則	政令市、中核市、施行時特例市	政令市・中核市・施行時特例市
100	死亡獣畜の解体等の許可	化製場等に関する法律	各市町村（政令市、中核市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
101	精神障害者の入院措置、精神科病院への立ち入り等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	中核市（政令市は権限あり）	政令市・中核市
104	家庭用品品質表示事項の表示等の指示等	家庭用品品質表示法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村
105	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引事業者の業務状況に関する報告の徴収等	消費生活用製品安全法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村
106	商店街振興組合等が作成する商店街整備計画等の認定等	中小小売商業振興法、同法施行令	各市町村（市は権限あり）	全市町村

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「C 対象市町村を拡大」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
117	雨水浸透阻害行為の許可等	特定都市河川浸水被害対策法、同法施行令	特定都市河川及び特定都市河川流域内の全ての市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	10万人以上の市
138	租税特別措置法に係る優良宅地の認定等	租税特別措置法、法の施行のための規則	各市町村	全市
141	宅地造成に関する工事の許可等	宅地造成等規制法、同法施行規則、法の施行のための規則	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市

移譲モデル設定に当たっての観点別一覧

「D 先行的移譲」

整理番号	移譲事務の呼称	根拠法令	移譲対象	移譲モデル
16	私立幼稚園の設置認可等	学校教育法、私立学校法	各市町村	政令市
85	死体解剖保存法施行令に係る申請書等の受付等	死体解剖保存法施行令	政令市、中核市	政令市・中核市
118	砂利採取計画の認可等（法に規定する河川管理者に係るものを除く）	砂利採取法	各市町村（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
119	岩石採取計画の認可等	採石法	各市町村（政令市は権限あり）	政令市・中核市・施行時特例市
156	造成宅地防災区域の指定等	宅地造成等規制法	各市町村（政令市、中核市、施行時特例市は権限あり）	全市町村